

令和 8 年度

入学者選抜募集要項

島根県立吉賀高等学校

吉賀高等学校入学者選抜共通

「令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「要綱」と示す。）に基づき、本校の令和8年度入学者選抜募集要項を、以下のとおりとします。

島根県教育委員会ホームページに掲載されている「要綱」もあわせてご確認ください。

1 求める生徒像

「中高一貫特別選抜」，「総合選抜」，「一般選抜」，「第2次募集」共通

- 1 地域の様々な人と交流し、力を合わせることができる生徒
- 2 地域の環境資源を活かした学びを基に自分と向き合う生徒
- 3 地域の現状を知り、ふるさとの未来に向けて行動できる生徒
- 4 地域の中で学ぶことにより、広い視野を身につける生徒

2 募集人員：定員 40名

(1) 募集人数全体において、島根県外居住者からの募集は 16名以内とする。

(2) 中高一貫教育校(連携型)「中高一貫特別選抜」

定員（40名）の50%（20名）程度とする。

(3) 総合入学者選抜「総合選抜」

定員（40名）の40%（16名）程度とする。

(4) 一般入学者選抜「一般選抜」

定員（40名）から中高一貫特別選抜と総合選抜の合格内定者数を引いた数とする。

(5) 第2次募集入学者選抜「第2次募集」

令和8年3月13日（金）の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた場合において、欠員数を募集人員とする。

第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員は、令和8年3月13日（金）10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

3 選抜において重視する点

(1) 中高一貫教育校(連携型)「中高一貫特別選抜」

中学校における学習の状況、面接（課題レポート発表を含む）及び自己報告書、作文による総合審査

(2) 総合入学者選抜「総合選抜」

中学校における学習の状況、面接及び志望理由書、作文による総合審査

(3) 一般入学者選抜 「一般選抜」

中学校における学習の状況、5教科学力検査、面接による総合審査

(4) 第2次募集入学者選抜 「第2次募集」

中学校における学習の状況、一般選抜学力検査結果（5教科）、面接による総合審査

4 吉賀町営の交流センターの斡旋について

県外の生徒については、総合選抜の内定者、一般選抜の合格者の順に、吉賀町役場総務課吉賀高校支援室が優先的に「サクラマス交流センター」または「よしかみらい交流センター」（吉賀高等学校生徒向け宿舎）を斡旋します。ただし、収容人員に達した場合は斡旋を中止しますのでご注意ください。このことについては、本校のホームページでも周知しますので、必ず確認してください。

また、「サクラマス交流センター」または「よしかみらい交流センター」に入所できない県内町外生徒の交通手段について、吉賀町が公共交通機関の運賃助成等の通学支援を行いますので、出願の際の参考にしてください。

5 資料の入手先について

下記リンク先からそれぞれダウンロードしてご利用ください。

ダウンロードする様式と入手場所	
島根県教育委員会HP	<p>令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜情報</p> <ul style="list-style-type: none">○学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）○公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第4号）○総合選抜用 志望理由書（様式5号、様式5号の2）○個人調査報告書（様式第2号の2：令和3年3月以前卒業者用）○令和8年度島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号） <p>※保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合</p> <ul style="list-style-type: none">○自己申告書（様式14号） <p>※必要に応じて</p>
吉賀高等学校HP	<p>令和8年度入学者選抜関連情報</p> <ul style="list-style-type: none">○中高一貫特別選抜用 自己報告書、課題レポート○身元引受人の承諾証明書（県外居住者の出願）

6 その他

令和8年3月25日（水）に合格者一日登校日を行います。合格者は保護者同伴で出席してください。

中高一貫教育校（連携型）
募集要項（中高一貫特別選抜）

1 出願

(1) 出願資格

吉賀町立柿木中学校、吉賀町立吉賀中学校又は吉賀町立六日市中学校に在籍し、令和8年3月に卒業する見込みの者で、吉賀高等学校を志願し入学の意思が確実である者とする。
なお、総合選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類
令和8年1月7日（水）0時（午前0時）から1月9日（金）17時までとする。

イ アによらない書類
令和8年1月7日（水）から1月9日（金）17時までとする。
受付時間；3日間とも9時から17時まで

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、中学校の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)		必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真	インターネット出願システム	無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
吉賀高校が指定した書類	中学校の校長を経由して、持ち込み	自己報告書、課題レポート（本校所定の様式）黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。

イ 中学校の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第4号)	インターネット出願システム	・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。	
個人調査報告書 (様式第2号)		必要な情報の登録をもって提出とする。	
吉賀高校が指定した書類	持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて吉賀高等学校長に提出する。	自己報告書、課題レポート(本校所定の様式)

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

2 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日（金）から1月20日（火）

3 選抜方法

中学校における学習の状況、面接（課題レポート発表を含む）及び自己報告書、作文による総合審査

（1）面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その体験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

（2）課題レポート発表における評価の観点

- (ア) 自分の興味関心が伝えられているか。
- (イ) 自己の活動のふりかえりができているか。
- (ウ) 相手に伝えたい情報が整理できているか。

（3）作文における評価の観点

- (ア) 原稿用紙の使い方、字数は適切か。不正表現、誤字、脱字がなく、句読点等は適切か。
- (イ) 表現が豊かで、使い方は適切か。簡潔で分かりやすい文章か。
- (ウ) 文章構成、段落設定は適切か。論旨に一貫性はあるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており、内容が充実しているか。

4 面接・作文

(1) 会場 ; 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日 ; 令和8年1月21日(水)

(3) 日程 ; 受付 9:30~9:50 (吉賀高等学校 職員玄関)
諸注意 9:50~10:00
作文 10:10~11:10
休憩 11:10~11:30
面接 11:30~

※面接に関する詳細（開始時間、会場等）事項は、出身中学校の校長あてに送付します。
必要に応じて、昼食の準備をお願いします。

5 合格内定通知

合格内定の有無について、吉賀高等学校校長から連携中学校校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、吉賀高等学校校長から連携中学校の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。

6 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(2) 中高一貫特別選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。

(3) 合格に係る通知・文書等を出身中学校の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。

(4) 合格内定とならなかった場合は、吉賀高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

総合入学者選抜
募集要項（総合選抜）

1 出願

(1) 出願資格

原則として、令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する者とする。

- (ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (イ) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること。
- (ウ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。

なお、総合選抜と中高一貫特別選抜を同時に出願することはできない。

(2) 出願期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年1月7日（水）0時（午前0時）から1月9日（金）17時までとする。

イ アによらない書類

令和8年1月7日（水）から1月9日（金）17時までとする。

持込みの場合 ; 3日間とも9時から17時まで

郵送の場合 ; 1月9日（金）17時以降に届いたものについては、1月8日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業又は修了見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。ただし、入学願書の提出は1人1校1学科に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)		必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真	インターネット出願システム	無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 (様式第5号又は様式第5号の2)		様式第5号又は様式第5号の2により作成し、アップロードする。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。） ・自己申告書（様式第14号）等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて吉賀高等学校長に提出する。 ・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類 ・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)を在籍する中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合

〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の①及び②を添付すること

- ① 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- ② 島根県内の居住地が分かる資料

〈保護者が既に県内に居住している場合〉

- ① 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族(祖父母、おじ、おば等)とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

〈志願者の親族の場合〉 ※次の①~③を添付すること

- ① 身元引受人の承諾証明書(本校所定の様式)
- ② 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は、その他それを証明する資料(いずれも、様式自由)
- ③ 身元引受人の住民票

〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉

- ① 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(5) **自己申告書の提出**

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合に、自己申告書（様式第 14 号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長へ提出しなければならない。

なお、在籍中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、在籍中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

2 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から 1 月 20 日（火）

3 選抜方法

中学校における学習の状況、面接及び志望理由書、作文による総合審査

(1) **面接における評価の観点**

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その体験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(2) **作文における評価の観点**

- (ア) 原稿用紙の使い方、字数は適切か。不正表現、誤字、脱字がなく、句読点等は適切か。
- (イ) 表現が豊かで、使い方は適切か。簡潔で分かりやすい文章か。
- (ウ) 文章構成、段落設定は適切か。論旨に一貫性はあるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており、内容が充実しているか。

4 面接・作文検査

(1) 会場； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日； 令和8年1月21日（水）

(3) 日程； 受付 9：30～9：50（吉賀高等学校 職員玄関）
諸注意 9：50～10：00
作文 10：10～11：10
休憩 11：10～11：30
面接 11：30～

※面接に関する詳細（開始時間、会場等）事項は、出身中学校等の校長あてに送付します。
必要に応じて、昼食の準備をお願いします。

5 合格内定通知

合格内定の有無について、吉賀高等学校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、吉賀高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日（木）10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日（金）10時とする。

6 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(2) 総合選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。

(3) 合格に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。

(4) 合格内定とならなかった場合は、吉賀高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

一般入学者選抜
募集要項（一般選抜）

1 出願

(1) 出願資格

- 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者とする。
- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (イ) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年2月2日(月) 0時(午前0時)から2月5日(木) 12時までとする。

イ アによらない書類

令和8年2月2日(月)から2月5日(木) 12時までとする。

持込みの場合 ; 2月2日(月), 2月3日(火), 2月4日(水)は9時から17時まで
2月5日(木)は9時から12時まで

郵送の場合 ; 2月5日(木) 12時以降に届いたものについては、2月4日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号)		必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真	インターネット出願システム	無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。） ・自己申告書（様式第14号）等

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・特色選抜で既に提出している中学校等も提出する。	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第4号)		中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて吉賀高等学校長に提出する。	・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類 ・自己申告書(様式第14号) ・状況説明書(様式第15号)等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)を在籍又は出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合

〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の①及び②を添付すること

- ① 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- ② 島根県内の居住地が分かる資料

〈保護者が既に県内に居住している場合〉

- ① 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族(祖父母、おじ、おば等)とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができます。

〈志願者の親族の場合〉 ※次の①~③を添付すること

- ① 身元引受人の承諾証明書(本校所定の様式)
- ② 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は、その他それを証明する資料(いずれも、様式自由)
- ③ 身元引受人の住民票

〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉

- ① 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(5) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長へ提出しなければならない。

なお、在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、在籍又は出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

(6) 長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

この選抜方式で出願する場合、『令和8年度 島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』（以下『要綱』）IVの3に定める事前連絡を経た上で、志願者は一般入学者選抜のインターネット出願システムにおいて指定欄にその旨を入力し、『要綱』IVの4「別表I」に示す自己申告書（様式第14号）を在籍中学校等の校長に提出すること。在籍中学校等の校長は、志願者が提出した自己申告書に『要綱』IVの4「別表I」に示す状況説明書（様式第15号）を加えて、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出すること。

なお、この選抜方式で出願する場合、志願者の個人調査報告書（様式第2号）の提出を要しない。

(7) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

2 出願状況の発表

上記1による出願者の状況を、令和8年2月6日（金）の10時に、島根県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の3の志願変更後の出願者の状況を、2月18日（水）の14時に、同ホームページで発表する。

3 志願変更

上記1により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

- ア 出願先高等学校への申請期間は令和8年2月9日（月）0時（午前0時）から2月12日（木）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。
- イ 志願変更先高等学校への出願期間は令和8年2月13日（金）0時（午前0時）から2月16日（月）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。
- インターネット出願システムによらない書類の提出は、在籍又は出身中学校等の校長を経由して持ち込み又は郵送により提出する。
- 持込みの場合 ; 2月13日（金）と2月16日（月）の9時から17時まで
- 郵送の場合 ; 2月16日（月）17時以降に届いたものについては、2月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。なお、郵送の場合は、在籍又は出身中学校等の校長から志願変更先の高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

- ア インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に申請する。
- イ 志願変更届を受け付けた高等学校長は、申請された志願変更手続きの内容を確認し、承認の処理を行う。
- ウ 志願変更を承認された者は「**1 出願 (3)出願手続**」のアに準じる書類を、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願変更先の高等学校に提出する。
- エ 在籍又は出身中学校等の校長は、「**1 出願 (3)出願手続**」のイに準じる書類を、所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし、以下の点に留意すること。
- ・公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第4号）は、志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する。
 - ・学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）は、当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。
- オ その他
- (ア) 志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。
 - (イ) 学力検査場について特別措置を願い出る場合は、インターネット出願システムにより入学願書を提出する際に、所定の欄に入力する。
 - (ウ) いったん志願変更を申請した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、在籍又は出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第17号）を提出する。

(3) その他

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、1の(4)及び(5)に準ずる。

4 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合、在籍又は出身中学校等の校長は速やかに吉賀高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

受付期間：原則として、令和8年2月25日（水）まで（速やかに届け出る）

5 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年2月19日（木）から2月25日（水）

6 選抜方法

中学校等における学習の状況、5教科学力検査、面接による総合審査

(1) 学力検査

ア 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(ア)、(イ)の方針により出題する。

(ア) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

(イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(2) 面接における評価の観点

(ア) 志望の動機が明確か。

(イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。

(ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。

(エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その体験から何を得られたかを表現できるか。

(オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

7 学力検査及び面接

(1) **学力検査** ; 下記の教科を1教科50分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも50点満点とする。

ア 会 場 ; 島根県立吉賀高等学校

イ 期 日 ; 令和8年3月4日（水）

ウ 日 程 ;	受付	8：30～8：50	（吉賀高等学校 職員玄関）
	諸注意・入場	8：50～9：15	
	国語	9：20～10：10	
	数学	10：30～11：20	
	社会	11：40～12：30	
	昼食		
	英語	13：20～14：10	
	理科	14：30～15：20	

(2) **面接** ; 令和8年3月4日（水）15：40～17：30（学力検査後）

※受検者数が多い場合は2日間【令和8年3月5日（木）】で実施する。

配点は10点満点とする。

【3月5日（木）実施の場合】

受付	8：50～9：10	（吉賀高等学校 職員玄関）
諸注意	9：10～9：20	
面接	9：30～	

※面接に関する詳細（開始時間、会場等）事項は、出身中学校等の校長あてに送付します。

8 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。面接等を含む。）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア), (イ)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病的罹患者

(イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

上記(ア), (イ)は、具体的には次の①～④等に相当する。

①新型コロナウィルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者

②本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者

③本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者

④本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良により、追検査を希望する者

(2) 出願手続

在籍又は出身中学校等の校長は、次の手続きを行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する受検生がいる場合、ただちに吉賀高等学校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月5日（木）午前10時までに吉賀高等学校長に提出する。

- | | |
|-----------------------------|----|
| ・追検査受検願（様式第18号） | 1部 |
| ・証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。） | 1部 |
| ・追検査受検者名簿（様式第19号） | 3部 |

なお、(1)の③、④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、中学校等の校長が証明する「申告書」（別紙様式第18号の2）を提出すること。

(3) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(4) 実施期日及び検査内容

令和8年3月10日（火）の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。面接等の実施は、学力検査終了後引き続いて行う。

(5) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

(6) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(7) その他

(ア) 追検査の受検料は徴収しない。

(イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。

(エ) その他詳細については、別途通知する。

9 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は、原則として令和8年3月11日（水）12時までに、吉賀高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。その際、中学校長等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、中学校等の校長から吉賀高等学校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

10 合格発表

合格発表は、令和8年3月13日（金）10時とする。合格者へは、吉賀高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。また、当日島根県教育委員会管理サイトにおいても発表する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

11 その他

- (1) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (2) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。

第2次募集入学者選抜実施要項
募集要項（第2次募集）

令和8年度公立高等学校入学者選抜合格発表の時点で欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

1 出願

(1) 出願資格

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者で、令和8年度の島根県公立高等学校入学者一般選抜学力検査を受検している者。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

ただし、以下の(エ)又は(オ)に該当する者は除くものとする。

(エ) 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(オ) 令和8年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続きをした者

なお、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、吉賀高等学校に出願（志願変更した場合には、志願変更後に吉賀高等学校に出願）した者は再度出願することはできない。

(2) 出願期間

令和8年3月16日（月）から3月17日（火）15時までとする。持ち込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、在籍又は出身中学校等の校長から吉賀高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の3)		<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報の登録をもって提出とする。 一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も入力する。
顔写真	インターネット出願システム	無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。） 自己申告書（様式第14号）等

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
個人調査報告書 (様式第2号)		必要な情報の登録をもって提出とする。
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)	インターネット出願システム	中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第4号) (第2次募集用)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	<p>志願者から提出のあった書類等を取りまとめて吉賀高等学校長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 自己申告書（様式第14号） 状況説明書（様式第15号）等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料800円を納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる理由がある場合

〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の①及び②を添付すること

① 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

② 島根県内の居住地が分かる資料

〈保護者が既に県内に居住している場合〉

① 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母，おじ，おば等）とするが，吉賀高等学校長が認めた場合，親族等以外を身元引受人とすることができます。

〈志願者の親族の場合〉 ※次の①～③を添付すること

① 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

② 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は，その他それを証明する資料（いずれも，様式自由）

③ 身元引受人の住民票

〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉

① 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(5) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や，すでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に吉賀高等学校長へ提出しなければならない。

なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に吉賀高等学校及び学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

(6) 長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

この選抜方式で出願する場合，『令和8年度 島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』（以下『要綱』）IVの3に定める事前連絡を経た上で，志願者は第2次募集のインターネット出願システムにおいて指定欄にその旨を入力し，『要綱』IVの4「別表I」に示す自己申告書（様式第14号）を在籍中学校等の校長に提出すること。在籍中学校等の校長は，志願者が提出した自己申告書に『要綱』IVの4「別表I」に示す状況説明書（様式第15号）を加えて，所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出すること。

なお，この選抜方式で出願する場合，志願者の個人調査報告書（様式第2号）の提出を要しない。

2 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は速やかに吉賀高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。

3 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年3月18日（水）

4 選抜方法

中学校等における学習の状況、一般選抜学力検査結果（5教科）、面接による総合審査

面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その体験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

5 面接

(1) 会場： 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日： 令和8年3月19日（木）

(3) 日程：
受付 10:10～10:30 (吉賀高等学校 職員玄関)
諸注意 10:30～10:40
面接 10:50～

※面接に関する詳細（開始時間、会場等）事項は、出身中学校等の校長あてに連絡します。

6 合格発表

令和8年3月24日（火）15時に、島根県教育委員会管理サイト及びインターネット出願システムにより発表する。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料は返還しない。

- (2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (3) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (4) その他、特別に必要があるときは、吉賀高等学校長は島根県教育委員会と協議して決定する。